

見本

保育士養成課程

五訂 福祉施設実習ハンドブック

監修

喜多一憲
児玉俊郎

編集

吉村美由紀
吉村 譲

はじめに

福祉施設で実習する学生に求められるのは、まず、施設実習の目標・目的を正しく理解することです。そして、多くの福祉施設職員ならびに子どもたちが、次代の専門職（保育士等）養成のために施設生活の場を提供し、協力していることを自覚することです。そして同時に、最大限の成果を獲得できるよう努力することです。

特に専門職（保育士）に求められる今日的課題として、次のような福祉サービスに関する利用者の基本的権利を擁護・代弁する必要があります。

- ① サービス資源や自分に関わる情報を知る権利
- ② 意見表明（申請）の権利
- ③ 自己決定（選択すること）の権利
- ④ サービスを利用する権利
- ⑤ 強制されない権利
- ⑥ プライバシー（個人情報）を侵害されない（守られる）権利
- ⑦ 虐待・拘束・放置されない権利
- ⑧ 個人としての人格を尊重される権利
- ⑨ 自分の財産を管理し、運用する権利
- ⑩ 自分の生活を維持・向上させる権利
- ⑪ 不服申し立て（審査請求・訴訟）の権利

また、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」とあります。このような法的整備が進むなかで、専門職（保育士）の人権感覚・意識、職業倫理が問われているのです。

また、保育士は子どもの発達と生活を保障する直接支援に加え、子育て不安や児童虐待といった事情を抱えた子育て困難家庭へのソーシャルワークなど、今日の子ども家庭支援・地域子育て支援の専門的力量が期待されており、養成課程の科目においても「家庭支援論」「社会的養護Ⅰ・Ⅱ」「障害児保育」等の科目が必修となっています。

これからみなさんが学ぶ保育実習も平成31年度からの新たな保育士養成課程でスタートします。「保育所保育指針」の改定にともない改正された養成課程は、現場におけるさまざまな課題に対応するために先にあげた保育士の専門的力量の向上を狙ったものであり、保育実習においても実践力と応用力をもった保育士を養成できるように実習と実習指導の充実を図っています。

では、保育実習Ⅰ（福祉施設）と、保育実習Ⅲの施設実習では、実習目標・内容にどのような違いがあり、どう関係づけ、いかにステップアップすべきものなのでしょう

うか。これは、保育士養成校に課せられた大きな課題です。

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(2018〔平成30〕年4月)では、保育実習Ⅰの目標として、①保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する、②観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める、③既習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する、④保育の計画・観察・記録及び自己評価等について具体的に理解する、⑤保育士の業務内容や職業倫理について具体的に理解することが掲げられ、保育実習Ⅲの目標として、①既習の教科目や保育実習の経験を踏まえ、児童福祉施設等(保育所以外)の役割や機能について実践を通して、理解を深める、②家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉、社会的養護、障害児支援に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を習得する、③保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する、④実習における自己の課題を理解することが掲げられています。

保育実習の充実が図られる一方で、これまでも実習生の人間の未熟さや学習意欲の低下、さらには生活の場での生活技術・能力の弱まりが実習施設から指摘されているように、養成校としては、保育実習Ⅰから保育実習Ⅲへのステップアップを意図したシラバスの充実と、事前事後指導や実習施設先訪問指導を通して、実習協力施設との連携を強化する必要があります。

養成協力施設としては、保育士、社会福祉士、教育系ボランティア体験実習、総合学習の一環として実施されている中・高校生のボランティア体験などの各種資格取得に必要な実習目的に対応し、5日間から10日間、2週間、4週間といった実習期間の長さに対応した実習指導展開プログラムを準備することが求められます。

本書は、このような新たな養成課程に基づき、施設の保育士養成に必要な保育実習Ⅰと保育実習Ⅲの実習目的・趣旨に応じた各施設種別、各実習段階別にステップアップできるように編集されています。また、施設実習に臨む学生が、実習前・実習中・実習後に何を準備し、何を学ぶべきなのかを系統立てて理解できるよう、執筆に心がけました。

本書が施設実習に臨む学生に対する各養成校での「事前・事後学習」の教科書として役立てるとともに、実習生のハンドブックとして活用願えれば幸いです。

なお、本書は、実習協力施設の施設職員と養成校の指導教員が、連携をとりながら各シートを担当して執筆してきました。多忙の折、積極的に執筆協力いただいた施設長はじめ、関係職員に感謝申し上げます。

2018年11月

監 修 者

もくじ

はじめに

第1部 福祉施設実習とは

Sheet 1	実習の意義	10
Sheet 2	福祉施設実習の目的	13
Sheet 3	福祉施設の理解	15
Sheet 4	福祉施設の子どもたち	18
Sheet 5	福祉施設の保育士の役割	20
Sheet 6	福祉施設の専門職	22

第2部 福祉施設実習への準備

Sheet 7	実習生の立場と心構え	26
Sheet 8	福祉施設実習の流れと手続き	28
Sheet 9	養成校でのオリエンテーションと実習施設の決定	30
Sheet10	事前学習の内容	32
Sheet11	事前の施設訪問・施設見学	34
Sheet12	宿泊をとまなう実習の留意点	37
Sheet13	実習計画	39

第3部 福祉施設実習の内容

Sheet14	実習期間中の流れ	46
Sheet15	観察実習の内容	48
Sheet16	参加実習の内容	50
Sheet17	指導実習の内容	52
Sheet18	記録の意味	54
Sheet19	実習日誌の書き方	56
Sheet20	実習施設での反省会	64

第4部 施設別の実習の内容

Sheet21	児童養護施設の実習	68
Sheet22	乳児院の実習	74
Sheet23	母子生活支援施設の実習	77
Sheet24	児童心理治療施設の実習	82
Sheet25	児童自立支援施設の実習	86
Sheet26	障害者支援施設の実習	92
Sheet27	障害福祉サービス事業所の実習	102
Sheet28	障害児入所施設の実習	109
Sheet29	児童発達支援センターの実習	116

第5部 実習後の学習

Sheet30	実習の評価	126
Sheet31	実習報告書の書き方	129
Sheet32	実習反省会・報告会	131
Sheet33	実習施設へのお礼について	132
Sheet34	実習終了後の施設とのかかわり方 ——行事への参加、ボランティア活動へ	135

第6部 保育実習Ⅲ

Sheet35	保育実習Ⅲの目標と内容	138
Sheet36	保育実習Ⅲの事前学習	142
Sheet37	保育士と権利保障	146
Sheet38	保育士とソーシャルワーク	149
Sheet39	保育士と地域社会とのかかわり	152
Sheet40	オリエンテーション	155
Sheet41	保育実習Ⅲ	157
Sheet42	実習施設に対する評価	160
Sheet43	保育実習Ⅲの評価とまとめ	164

第7部 福祉施設実習 FAQ

◆各施設の実習に共通する質問

- Q1 実習先で自分の服を洗濯できますか？ 168
- Q2 実習先に携帯電話（スマートフォン等）を持ち込んでもよいのでしょうか？ 168
- Q3 料理が苦手…… 169
- Q4 入所児童の記録は閲覧できますか？ 170
- Q5 職員によって支援の仕方が違う 171
- Q6 どこまで自分の判断でできるの？ 171
- Q7 「試し行動」にはどこまで我慢すべきですか？ 172
- Q8 質問はいつしたらいいのでしょうか？ 173

◆児童養護系施設の実習についての質問

- Q9 情緒障がい児への注意点は？ 173
- Q10 自分のプライベートなことを話してもいいの？ 174
- Q11 たばこを吸っている子どもを発見してしまいました…… 175
- Q12 中学生・高校生とのかかわり方 176
- Q13 虐待を受けた子どもへの対応 177
- Q14 けんかはすぐにやめさせるべきでしょうか？ 178
- Q15 ふざけている子どもへの接し方 179
- Q16 おむつ交換がうまくいきません 180

◆障がい児(者)系施設の実習についての質問

- Q17 知的障がいのある人と接したことがなく不安 181
- Q18 通所施設と入所施設での実習の違いは？ 181
- Q19 知的障がいのある子どもとのコミュニケーション 182
- Q20 知的障がい者が利用する施設でのレクリエーション 182
- Q21 抱きついたりされた時の対応は？ 183
- Q22 障がいや介助についての事前学習 183
- Q23 養成校と施設との食い違い 184
- Q24 利用者が「できること」には、手を貸してはいけない？ 184

資料編

保育実習実施基準 185

全国保育士会倫理綱領 188

見本

第1部 福祉施設実習とは

Sheet 1

実習の意義

●学習のポイント

保育士に求められる専門的力・資質（知識・技術・人間性など）とは何か、そして何のために実習を行うのかを考えましょう。さらに、これから行う実習が自分にとってどのような意義と目的をもっているのか、またはもたせていくのかを整理して書いてみましょう。

1 保育士資格をめぐる動向

1 保育士資格の法定化と養成課程改正の背景

保育士資格を取得するための保育士養成課程が2001（平成13）年6月に改正され、2003（平成15）年11月より、保育士は法定資格となりました。法定資格化に際しては、1994（平成6）年に日本政府が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が背景にあります。そこには、「児童の最善の利益」（第3条）が掲げられ、意見表明権（第12条）、表現の自由についての権利（第13条）など、具体的な子どもの権利内容が明記されています。この条約の批准に伴い、児童福祉法に「子どもの最善の利益」等を尊重した条文が新たに組み込まれたことも大きく影響しています。保育士資格取得をめざす学生は「法定資格」の重みを真剣に受け止め、より深く学んでほしいものです。

2008（平成20）年に「保育所保育指針」が改定されたのにもない、2010（同22）年に保育士養成課程および保育士試験の改正が行われ、2011（同23）年度より実施されました。さらに、2017（平成29）年にも「保育所保育指針」が改定され、新たに保育士養成課程の改正が行われました。今回の改正では、乳児保育の充実や養護の重要性の強調、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、また、子育て支援の充実、社会的養護や障害児保育の充実などが図られました。

新たな養成課程は、「保育所保育指針」の改定・見直しの背景をふまえ、保育士養成や保育現場におけるさまざまな課題に対応するために行われ、保育現場の実践や保育士の専門性を十分にふまえた内容に改正されました。

これからみなさんが学ぶ実習については、保育士養成施設の増加にともなう実習生の増加や居住型児童福祉施設の減少と通所型児童福祉施設が増加している状況、また、地域における通所型児童福祉施設で学ぶことの意義などをふまえ、実習の受け入れ施設の範囲や要件が見直されました。

2 子どもの権利擁護の推進と保育士の役割

前述したようなことから、子どもの権利擁護を推進する気運が高まっていますが、具体的な動きとしては次のようなものがあります。

①権利ノートの作成・配布

「児童の権利に関する条約」では養育を受ける権利が強調されたため、施設に入所する子どもたちや里親の家で生活する子どもたちに子どもの権利をわかりやすく説明することを目的に、「子どもの権利ノート」などの実践基準や手引書が一部の自治体で作成・配布されています。

②懲戒権の濫用禁止等

家庭内虐待や施設内虐待に社会の関心が向けられるなかで、「親権」や「親権代行権」を制限する根拠として、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に「虐待等の禁止」（第9条の2）「懲戒に係る権限の濫用禁止」（第9条の3）の規定が盛り込まれています。これは、行き過ぎた懲戒が子どもに大きな苦痛と屈辱感を与えるだけでなく、その健全な成長を歪める危険があるからです。また、1999（平成11）年制定の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ規制法）」や、2000（同12）年制定の「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」でも、児童の権利擁護について規定がされています。

③福祉サービス利用の支援

2000（平成12）年6月に大幅改正された社会福祉法では、「苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや、早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援する」ための苦情解決の仕組みや第三者評価システムを子どもの権利擁護システムに導入するなどの方策が盛り込まれました。

このような法的整備、制度の充実のもとで、保育士の役割も変わりつつあります。これまでの児童福祉援助の内容・方法は、子どもへの直接的なかわりを通した生活指導、学習指導等が中心でしたが、権利擁護を基本にした発達・自立援助や、家庭・地域での子育て機能そのものへの支援も求められています。

2 ——— 保育士養成校・実習協力施設の立場から

福祉の現場では、新しい児童養護の動きに対応する努力がなされていますが、一方では、被虐待児、不登校児、知的障がい児、情緒障がい児、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、AD/HD（Attention Deficit/Hyperactivity Disorder：注意欠如／多動性障がい）、LD（Learning Disorders：学習障がい）などの発達障がいなど、社会や家庭での適応が難しいケースが多発しているため、職員は日常の援助活動に苦慮しているのが現状です。また、施設では慢性的な人手不足などの問題を抱えており、職員は子どもたちの多様な特性を受容しきれず、それがストレスとなって、子どもたちへの施設内体罰や不適切なかわり（マルトリートメント）を起こしてしまうこと

もあります。それが児童養護で最も大切な「養育の一貫性・チームワークの確保」を難しくしており、実習生には、職員集団のチームプレーや、援助の仕方や方法の乱れとうつることがあります。しかし、これも福祉現場の実際を学ぶうえで大切な要素として理解しましょう。

3 —— 実習生の立場から

実習にあたっては、施設の子どもや職員の生活に、1日も早く溶け込む努力が必要です。そして、生活に慣れるにしたがい、今までに習得した知識・技術を実際の生活に照らして応用することが大切です。その体験を記録し、日々の実践を職員のアドバイスを受けることで、実習の質がより高められるはずです。そうすれば、その後の学校生活での学習や事後指導、実習報告会での発表を通して、より深く実践的に研究でき、保育士としての力量の向上につながっていきます。

Sheet 2

福祉施設実習の目的

●学習のポイント

施設で暮らしている、または利用している子どもたちへの理解を深め、施設の役割、機能、保育士の仕事への理解などを、限られた期間（10日間）内で効果的に学べるよう、事前学習しておきましょう。そして、1日1日の目標（課題）をもって計画的に取り組み、保育士としての力量・資質を高めましょう。

実習の期間は基本的に10日間ですが、この間に学ばなければならないことはたくさんあります。施設が担っている役割や抱えている課題、施設に住んでいる子どもたちの気持ちや立場、そして、職員の役割や連携などを理解し、自分なりの児童観や施設観を養い、将来の保育士像を描いてみましょう。

福祉施設 の 理解

Sheet 3 参照

児童福祉施設には、それぞれの目的、対象があります。特に入所型（生活型・居住型）施設は、子どもたちの24時間365日にわたる全生活領域（日常生活、遊び、学習、作業など）であり、乳幼児から青年期までを展望した発達保障の場です。

今日的課題としては、次のようなものがあげられます。

- ① 家庭生活に近い小規模（小舎形態）施設やグループホームへ移行する。
- ② 職員の教育・治療の専門的能力を高め、子どものもつ障がいや問題を治療・軽減し、心身の成長・発達を促進する。
- ③ 子どもが地域の一員として暮らしていくため、地域社会や家族との関係を強化する。
- ④ 関係機関との連携を通して、施設の専門的能力・機能を社会資源として地域社会に還元する。

施設で生活する子どもの理解

Sheet 4 参照

子どもたちは、家庭を離れ施設に入所し、集団生活をしています。養護系施設では、家庭での養育環境が不相当であったり、養育困難な事情のある子どもたちが生活しています。障がい児（者）系施設には、障がいがあるために、療育訓練・機能回復訓練などを受けるためにやむを得ず生活の場を施設に移している場合もあります。

入所背景にさまざまな事情があるうえに、慣れた家庭生活から施設での集団生活の制約のなかに移行したために、子どもたちはひきこもり傾向、乱暴である、落ち着きがないなど、さまざまな方法で感情を表現します。実習生がそれらに振り回される場面は少なくありませんが、そうした子どもたちの個性を受容・理解しつつ対応することが求められます。

保育士の役割・職務内容の理解

Sheet 5 参照

施設の保育士は、いわば親代わりとしての役割が求められ、子どもの生活全般にわたる援助を行っています。そのためには、まず、一人ひとりの子どもの個性や家族の生活背景に即した適切な基本目標を立てなければなりません。そして、それに基づき、子どもの発達段階を的確に押さえながら、子どもが情緒的にも知的にも理解・納得できる適切な援助目標を立て、日常生活を援助していくのです。

また、子どもの発達の可能性を信じて、子どもの内的な力（エンパワメント）を引き出し、人間としての全体的な発達を促す援助が求められます。

各専門職との連携についての理解

Sheet 6 参照

施設には、保育士や児童指導員のほか、施設種別によっては医療やリハビリテーション、心理的ケアを行うさまざまな職員が配置されています。実習では、それぞれの種別施設に応じた専門的ケアを行うための職種間連携やチームプレーのあり方も学ぶこととなります。

たとえば、同一職種間のローテーション勤務や、異職種間でどのように役割分担し、補い合うのかについて話し合ったりします。そうした職員のチームワークが、対象児（利用者）の権利擁護、個別発達援助、自立支援、家族支援などの専門的機能を果たし、養育の一貫性・継続性、連続性のある養育・療護につながっていくのです。

その地域・施設によっては、関係機関が連携を図り児童虐待などへの対応を行う要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を通して、地域や家庭への子育て支援に努力している職員から学ぶことが求められます。

児童観・児童養護観・施設観の体得、自己理解

施設の職員・子どもたちとの共同生活を通して施設の実態にふれるという体験は、自己の抱いていた偏見・先入観を取り除くきっかけとなることでしょう。それは同時に、施設の子どもたちや職員についての理解を通して、新しい児童観・福祉観を身につけることにもつながります。

そして、さまざまな子どもたちの入所に至った家庭背景にふれたり、障がい等があっても必死に生きている子どもたちとかかわることによって、自分がどんな職種を望んでいるのか、あるいはどんな対象児とのかかわりを望んでいるのかを確かめ、自己の保育士像を築き上げる機会となるはずです。

保育士としての技能の習得だけが実習の目的ではないことを心に刻んで、人間としても大きく成長するための糧としていきたいものです。